

豪雪等における車両移動訓練を実施します

～緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保します～

札幌開発建設部では、災害対策基本法に基づく放置車両の移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

平成26年11月に改正した災害対策基本法（別紙参照）により、大規模災害時において、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策が強化されたことを踏まえ、関係機関と連携し訓練を実施します。

記

- 開催日時 令和元年10月30日（水） 14:30～15:30
- 開催場所 札幌開発建設部 岩見沢道路事務所構内（岩見沢市日の出北2丁目1-5）
- 参加機関 札幌開発建設部、岩見沢道路事務所、札幌建設管理部岩見沢出張所、岩見沢警察署、岩見沢地区消防組合、岩見沢市、美唄市、三笠市、奈井江町、栗山町
- 訓練内容
国道上において、暴風雪に伴い上下線とも立ち往生車両によって走行車線が閉塞された状況を想定し、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、走行車線上の車両を移動させる訓練を実施します。
訓練に先立ち13:30から14:20までは、関係機関による連携や手続き等の確認を行います。
- その他
取材を希望される方は、10月29日（火）17時までに下記の間合わせ先にお知らせ願います。
（現場での安全確保のため事前に取材申込みいただくこととしています）
なお、荒天等により中止となる場合は、当部から取材を希望された方へお知らせします。
屋外での実施となりますので、各自防寒対策をお願いいたします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

道路防災推進官 今村 教雄（電話011-611-0246）

道路整備保全課長 甲斐 明（電話011-611-0246）

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



災害時の緊急車両通行ルート確保

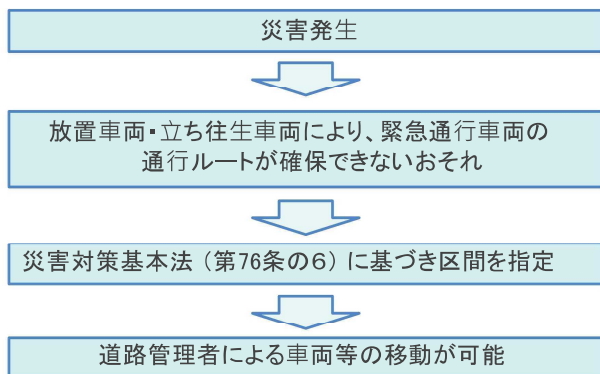
～災害対策基本法の改正～

災害対策基本法改正の概要

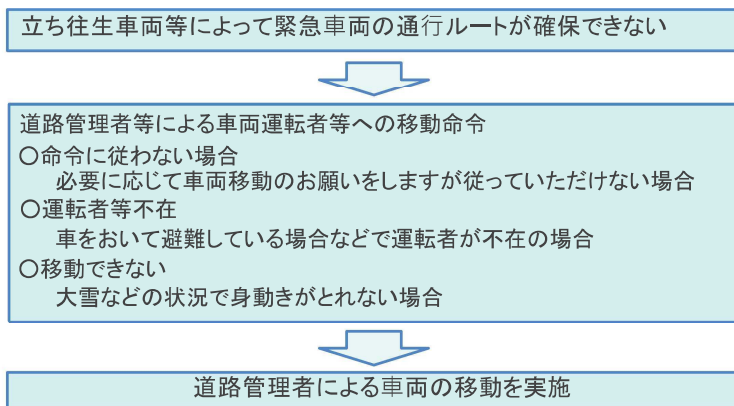
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 〇暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 〇大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- 〇なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

〇最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
**24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910** (全国共通番号)
※通話料は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック
北海道地区道路情報
道路規制情報、道路気象情報、道路画像
情報をWebページで確認
パソコン▶<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況